

○内閣府令第 号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項の規定に基づき、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成十五年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十七号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項第二款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えDNA技術によって得られた生物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第三款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項第六款の規定により基準を定めようとするとき、第2 添加物の部D 成分規格・保存基準各条の項に規定する手続を定めようとするとき、同項の規定による組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部E 製造基準の項第三款の規定により基準を定めようとするとき、第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第九款に規定する手続を定めようとするとき、又は同款の規定による同告示別表第一により含有量を規定することが適当でない認められる物質の含有量等についての安全性審査を行おうとするとき。

二 「略」

- 三 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第1の1の(1)のシの規定による定めをしようとするとき、同シの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同シただし書の規定により基準を定めようとするとき、同スの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同表の1の(2)のコの規定により基準を定めようとするとき、別表第2の2の規定による定めをしようとするとき、同2の規定による飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき、同2ただし書の規定により基準を定めようとするとき。

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十七号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項第二款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えDNA技術によって得られた生物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第三款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項第六款の規定により基準を定めようとするとき、第2 添加物の部D 成分規格・保存基準各条の項に規定する手続を定めようとするとき、同項の規定による組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、又は同部E 製造基準の項第三款の規定により基準を定めようとするとき。

二 「同上」

- 三 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第1の1の(1)のシの規定による定めをしようとするとき、同シの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同シただし書の規定により基準を定めようとするとき、同スの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同表の1の(2)のコの規定により基準を定めようとするとき、別表第2の2の規定による定めをしようとするとき、同2の規定による飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき、同2ただし書の規定により基準を定めようとするとき。

るとき又は同表の3の(8)の規定により基準を定めようとするとき。

るとき又は同表の3の(7)の規定により基準を定めようとするとき。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。